

## 三重県工業研究所 工業製品放射線量測定実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、三重県工業研究所(以下「工業研究所」という。)が、実施する工業製品の放射線量測定(以下、「本測定」という。)に関し、必要な事項を定める。

### (実施機関)

第2条 本測定は、工業研究所、本所(三重県津市高茶屋5丁目5番45号)および窯業研究室(四日市市東阿倉川788)にて実施する。

### (対象)

第3条 本測定は、三重県内に事業所を有する企業(以下、「県内企業」という。)が製造および出荷する工業製品(以下、「測定品」という。)で放射線量測定が必要な場合に実施し、測定品の取り扱いについて以下の各号に定める。

- 一 本測定は、県内企業が原則として研究機関へ製品を持ち込んで実施する。
- 二 本測定は、食品および液体については実施しない。
- 三 測定品の大きさは、原則として1m×1m×1mかつ30kg以内とする。
- 四 測定品は内容物が飛散しないように透明なビニール袋に入れ、梱包して口を閉じた状態で持ち込むこと。
- 五 測定検体数は、1企業1申請につき5点までとする。
- 六 上記の定めで支障のある場合は別途協議する。

### (測定項目)

第4条 本測定で実施する検査項目は、工業製品の表面における放射線量率( $\gamma$ 線)とする。

### (測定中止)

第5条 測定室での本測定の前に、運搬荷姿のまま放射線量を外部から測定し(1次スクリーニング)、表面汚染度が工業研究所が定める一定基準を超えた場合、あるいは

は測定を行う職員の健康に害が及ぶと工業研究所長(以下「所長」という。)が判断した場合には、本測定を中止する。

(測定の申込み)

第6条 本測定を申請する県内企業は、放射線量測定申請書(第1号様式)を工業研究所長に提出する。

(測定料)

第7条 本測定は、無料とする。

(結果の報告)

第8条 工業研究所は、放射線量測定結果報告書(第2-1号様式、窯業研究室にあつては第2-2号様式)を本測定を申請した県内企業に提出する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、所長が定める。

附則 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附則 一部改正し、平成23年11月14日から施行する。

附則 一部改正し、平成24年2月17日から施行する。